

特集 「新教科書」— これからの英語教育

新しい「高等学校外国語学習指導要領」と英語指導の改善



元文部科学省初等中等教育局主任教科書調査官・視学官 小串 雅則

はじめに

平成23年度には、「外国語活動」が新設された小学校学習指導要領が実施された。今年4月には週当たり1時間の指導時間増となった中学校英語の指導要領が実施されている。そして、平成25年度には、新しい科目構成となった高校英語の学習指導要領が実施されることになる。この小論では、まず初めに日本の学校教育の内容に関わる3つの要素について簡単に述べる。続いて、今回の学習指導要領改訂の背景を確認した上で、高等学校外国語の主な改訂点を整理するとともに、求められている教科指導の姿について述べる。最後に、英語の学習指導の改善方策について私見を述べることにする。

学習指導要領、教育課程と指導計画、 検定教科書

日本の小学校、中学校、高等学校の各教科等の指導内容の決定には、文部科学省が告示する学習指導要領、各学校が編成する教育課程及び指導計画、民間の教科書会社が編集して文部科学省が検定する検定教科書の3つの要素が関わっているとみることができる。まず初めに、学習指導要領とは、各学校が教育課程を編成する際の基準であり、その「総則」によれば、「当該科目を履修するすべての生徒に指導するものとする内容の範囲や程度」を示したものである。次に、教育課程は教科指導の目標、内容及び時数を主な要素として各学校がその教育目標や生徒の実態に合わせて編成するものであり、さらにそれに基づいて教科の指導計画を作成し、具体的な授業を展開することになる。このように、学習指導要領において総括的、理念的に述べられている教科・科目の目標や指導内容が教育課程の編成や指導計画の作成を通じて授業内容へと具体化されていくので

あるが、この過程で重要な役割を果たすのが、第3の要素である検定教科書である。即ち、学習指導要領、教育課程及び指導計画が教科指導の枠組みを設定するのに対して、検定教科書は、教科指導に用いる「主たる教材」として、具体的な指導内容を提示することによって教科指導の枠組みに中身を提供することになるからである。

「学習指導要領」改訂の背景

前回の学習指導要領の改訂（中学＝平成10年、高校＝平成11年）に対しては、主に理数科目について学力低下を懸念する声があがった。加えて、国際的な学習到達度調査であるPISAの結果において、数学的リテラシーや読解力の低下が明らかになったことなどもあった。このような環境のもとで行われた今回の学習指導要領の改訂は、学力向上をその最優先課題としていたといえよう。その結果、「生きる力」の育成を目指したいわゆる「ゆとり教育」に対しては、「生きる力」の育成という理念を踏襲しつつも、方法論についての変更をせまることになった。また、学習指導要領の具体的な改訂では、「学習指導要領の基準性（学習指導要領に示された内容がすべての児童生徒に指導すべきものであり、児童生徒の実態に応じてそれを越えた内容を加えて指導することもできるということ）」に基づき、指導内容に制限を加えるような、いわゆる「はどめ規定」を改め、発展的な学習内容の扱いを容易にする改訂も行われた。外国語教育に関しては、小学校に「外国語活動」を設けるとともに、中学校での「英語」の指導時数を週当たり1増加させることになった。さらに、高等学校の外国語では、英語に関する科目が再編され、総合科目である「コミュニケーション英語Ⅰ～Ⅲ」を中心とした新たな科目構成が示された。

「学習指導要領」の主な改訂事項

ここでは新しい高等学校外国語の学習指導要領の主な改訂事項のうち、(1) 科目の再編、(2) 「コミュニケーション英語基礎」及び「コミュニケーション英語Ⅲ」の新設、(3) 言語材料の扱い、(4) 「英語で授業」、(5) 教材及び題材の5点について述べる。

(1) 科目の再編

今回行われた高等学校外国語の学習指導要領改訂では、科目の再編が最も大きな改訂であったと考えられる。英語に関する科目は、昭和35年の学習指導要領以来、平成元年の学習指導要領に至るまで、一貫して4技能を意識する中で、「総合から細分化へ」という方針で改訂されてきたとみることができる。即ち、昭和35年の学習指導要領は、3年間をまとめて英語A（9単位）、英語B（15単位）としていたが、その後の改訂では4技能と学年に応じた科目の細分化を繰り返してきているのである。その最終形ともいえるのが、平成元年の学習指導要領であり、学年及び4技能ごとの科目設定について一つの完結型を示しているともみることができる。それに続く平成11年版は、「聞く」と「話す」の再統合を行い、オーラル・コミュニケーションの科目を2つに統合したが、基本的には元年版を踏襲しているとみることができる。

以上のような細分化への流れに対して、今回の改訂では、英語会話という例外はあるが、4技能を柱として科目構成を行うという考え方を改め、科目の総合化へと軸足を移した。即ち、オーラル・コミュニケーションⅠ、Ⅱ、リーディング、ライティングなどの技能ベースの科目を廃止し、新たにコミュニケーション英語基礎、コミュニケーション英語Ⅰ～Ⅲ及び英語表現Ⅰ、Ⅱに再編したのである。これにより、4技能の総合的な指導によるコミュニケーション能力の育成を目指している。授業に当たっては、4技能を個別に扱う指導から「4技能の総合的な指導」へのシフトが大きな課題となるであろう。

(2) 「コミュニケーション英語基礎」及び「コミュニケーション英語Ⅲ」の新設

新設されたコミュニケーション英語基礎とコミュニケーション英語Ⅲの2つについては、その意義を明確にしておくことが必要であろう。まず、コミュ

ニケーション英語基礎であるが、新設の意図は中学校と高校との円滑な接続を図るということである。これまで、高校では新入生の実態に合わせて中学校の復習を指導計画の中に組み込んできたと考えられるが、それに特化した科目が新設されたことで、中高の接続が一層図られることになる。指導に当たっては、中高の接続という趣旨を理解し、単なる中学校の復習に終わることのないよう、指導計画に工夫が必要であろう。

一方、コミュニケーション英語Ⅲの新設には、高校3年間を通じた英語指導に大きな影響を与える可能性が感じられる。即ち、コミュニケーション英語Ⅲは、科目構成の中心となるコミュニケーション英語Ⅰ及びⅡに続く科目であり、その指導目標は、高校3年間での英語指導の目標の最大値を示しているともいえるのである。コミュニケーション英語Ⅰ～Ⅲの指導計画の作成に当たっては、目標にある「社会生活で活用できる」コミュニケーション能力の具体的な中身について検討するとともに、そこに至るまでの各学習段階で育成すべきコミュニケーション能力について、体系的に検討することが必要となるであろう。このことは、後にふれる到達目標の設定と関連して、高校での英語指導の全体像を描く上でたいへん重要な課題である。

(3) 言語材料の扱い

今回の改訂で、新たに「第3款 英語に関する各科目に共通する内容等」が設けられたことも大きな改訂事項であろう。第3款に示された事項は、言語の使用場面と働きの例、言語材料、言語材料を用いるに当たった配慮事項、英語を用いた学習指導などであるが、これらをまとめて示したことは、それらの扱いを重視しているとみこともできる。ここに示された諸規定の趣旨を適切に理解し、指導の改善に活かすことが必要である。

文法事項の扱いでは、現行の学習指導要領は、文法事項を始めとする言語材料を科目の目的に応じて適宜選択して扱うことにしている。今回はこれを改め、コミュニケーション英語Ⅰで文法事項をすべて扱うことにした。これによって、中学3年間と高校1年の4年間で、主要な文法事項を一通り学習するという指導方針が示されたことになる。

語彙や連語に関しては、中学と高校で扱う新語数

が増加したことが話題になった。即ち、中学校の新語1,200語に加えて、コミュニケーション英語Ⅰで400語程度、Ⅱ及びⅢで各700語程度の新語を扱うことになった。これらの新語数を現行と比較すると、同じ単位数の科目でありながら高校の英語Ⅱの500語に対してコミュニケーション英語Ⅱでは700語を扱うことになっている。また、コミュニケーション英語Ⅲでも4単位に対して700語を扱うことになっている。このような新語数の増加に加えて、「実際に活用できるよう指導する」という配慮事項も示されており、語彙指導には、かなりの工夫が必要になるであろう。

(4) 「英語で授業」について

今回の高等学校の学習指導要領改訂でとりわけ話題となったのが、「英語の授業は英語で」であった。外国語指導助手の導入以来、英語での指導が、程度の差こそあれ、一般に受け入れられているのが現状であろう。そのような状況において、改めて「英語で授業」を学習指導要領に書き込んだ趣旨は、学習指導要領にもあるように、英語の「授業を実際のコミュニケーションの場面にするため」である。

コミュニケーション能力の育成には、実際にコミュニケーションを図る活動が不可欠である。「英語の授業は英語で」についてもこのような指導原理の延長線上で取り組むことが必要である。最終的なゴールはあくまでも生徒のコミュニケーション能力の育成であり、英語で授業をしても生徒の学習段階を無視して教師の自己満足に終始したのでは、このゴールには到達しないであろう。

(5) 教材及び題材

教材の扱いについては、「外国語を通じてコミュニケーション能力を総合的に育成する」という外国語の指導目標に応じて、実際の言語の使用場面や言語の働きに十分配慮したものを取り上げることが規定された。また、題材については、新たに「伝統文化や自然科学」が示された。「伝統文化」は、平成18年12月の教育基本法の改訂において、教育の目標に新たに「伝統と文化を尊重する」ことが示されたことに連なる改訂である。また、「自然科学」は、現代社会におけるその重要性に鑑みて付け加えられたものであろう。

今回の改訂を学習指導にどう活かすか

ここまで学習指導要領の主な改訂事項について述べてきた。それを踏まえて、求められている教科指導の姿について私見を述べてみようと思う。

①「コミュニケーション英語」と「英語表現」の連携を図り、コミュニケーション能力を総合的に育成する
現行の学習指導要領では、総合英語である英語Ⅰ及びⅡに対して、4技能をベースとしたオーラル科目やリーディング、ライティングなどが設けられている。これらの技能をベースとした科目は、英語の4技能という接点で、総合英語である英語Ⅰ、Ⅱと発展的に関連づけられている。それに対して、今回の学習指導要領では、コミュニケーション英語の目標に対して、英語表現の担う課題は「伝える能力」のさらなる深化ということになる。従って、これら2つの科目を選択する場合には、「伝える能力」の育成を両者の指導の中で発展的に関連づけて行うための指導計画が必要となるであろう。

「伝える能力」の育成には、伝える活動、即ちコミュニケーションを図る活動が必要である。指導計画の作成に当たっては、育成すべき「伝える能力」を具体的に設定した上で、言語の使用場面と働きを共通の柱として、2つの科目の指導内容を関連づけることも1つの方策であろう。

②「コミュニケーション英語Ⅰ～Ⅲ」では、総合的な4技能の育成を目指す

コミュニケーション英語Ⅰ～Ⅲは、今回行われた外国語科の科目再編において、その中心となる総合英語の科目である。現行の英語Ⅰ、Ⅱも目指すところは4技能の総合的な育成であり、学習指導要領の規定を見る限りでは両者の指導理念に大きな違いがあるとは考えられない。今回の改訂を機に総合英語の基本理念を再度確認し、指導計画を作成することが必要である。

指導の全体的な方針としては、コミュニケーション英語Ⅰでは、中学校での指導を踏まえ、4技能の基礎的なコミュニケーション能力を育成しつつ、複数の技能を有機的に関連づけた言語活動に発展させる。次に、コミュニケーション英語Ⅱでは、指導要領にあるような速読や精読、話し合いをもとに結論をまとめる、まとまりのある文章を書くなど、総合的なコミュニケーション能力の育成に繋がるような

言語活動を計画的に導入する。最後に、コミュニケーション英語Ⅲでは、「社会生活で活用できる」コミュニケーション能力の育成が目標となることから、多様な言語の使用場面や働きを扱いながら、社会生活での実践的なコミュニケーションに繋がるような言語活動を行うということになる。

③英語表現では、「伝える能力」の育成を主眼としつつ、「聞くこと」及び「読むこと」を関連づけた総合的な指導を行う

新設された英語表現Ⅰ及びⅡの指導に関して筆者が懸念するのは、指導内容において「書くこと」や文法の比重が重くなりすぎることはないかということである。科目の目標にある「伝える能力」とは、話したり、書いたりして伝える能力のことであるから、この2つの技能の扱いには適切なバランスが求められる。また、文法は、「コミュニケーションを支えるもの」という観点から指導事項の選択や扱いの軽重を工夫する必要がある。

「伝える能力」の育成に当たっては、段階を追って「簡潔に伝える」、「適切に伝える」、「受け手に応じて伝える」などの、伝え方の工夫をすることを指導上の課題とすることが考えられる。また、伝える前提として情報や意見を論理的に整理し、分析的に理解することが必要である。その意味では、聞き方、読み方の指導も視野に入れた総合的な指導も必要となるであろう。

④言語材料は、言語活動での活用を通じて実際のコミュニケーションで活用できることを目指す

コミュニケーション能力の基礎を形成するにはまとまった文法指導が必要である、という声は根強いものがある。それに対して、新しい学習指導要領では、文法を「言語活動と効果的に関連づけて指導する」ことを求めている。このためには、言語の使用場面と働きという言語活動の枠組みに応じて、扱う文法事項を精選することが必要である。

既に述べたように、今回の改訂でコミュニケーション英語Ⅰで文法事項をすべて扱うことになった。この結果、この科目での文法指導の比重がさらに増すことになると、総合英語としての性格が怪しくなる可能性もある。コミュニケーション英語Ⅰの文法指導では、文法項目の扱いに軽重をつけながら、基本的な内容を一通り押さえることを目標に置き、コミュニケーション英語Ⅱ、Ⅲと進むにつれて、

さらに活用を通じて内容を深めていくような指導方針が必要であろう。

語彙や連語に関しては、コミュニケーション能力の育成という観点からすると、学習指導要領の規定にあるように、「実際に活用できる」ことが必要である。そのためには、日常生活において使用頻度の高い語、句、連語などを優先的に取り上げ、繰り返し言語活動で活用することが大切である。語彙指導では、大量の英語にふれる中で意味や用法を理解させることが大切であり、その意味では、生徒の自学自習を促す指導も欠かせない。

指導内容の改善のために

新しい学習指導要領の実施に当たっては、指導計画の作成をこれまで以上に慎重に行うことが必要であろう。学習指導要領という「基準」に対して、実際に指導に当たる教師がどのように具体的な指導内容を構想するか、それを示すものが指導計画の作成ということであり、これこそが教師としての主体性や自律性の証ともいえる。

指導計画の作成に当たっては、その根幹となる学習指導で育成すべきコミュニケーション能力を具体的に設定しなければならない。その上で、到達目標として設定したコミュニケーション能力を育成するための指導内容、指導方法、教材、そして評価などを検討し、指導計画を作成することになる。しかし、このような到達目標の明確化とそれに基づく指導計画の作成ということは、日本の英語教育においてあまり真剣に議論されたことのない課題でもあるように思われる。新しい学習指導要領の実施を機に、学習指導に目的合理性を担保する意味からも、到達目標の明確化という課題に真剣に取り組むことを提案したい。

高校の英語教育で育成すべき基準となる（「すべての生徒が身につけるべき」という意味で、最低基準となる）コミュニケーション能力は、コミュニケーション英語Ⅰにある「基礎的な」コミュニケーション能力である。一方、「コミュニケーション英語Ⅲ」に示された「社会で活用できる」コミュニケーション能力は、高校3年間で育成するコミュニケーション能力の最大値といえる。学習指導に当たっては、「基礎的な」能力と「社会で活用できる」能力の間のどのレベルに到達目標を設定するのか、生徒の実態に応じた具体的な検討が必要であろう。